

原付バイク申請時の持ち物

令和4年4月1日より申請書の押印を廃止します。ただし窓口に見えた方の本人確認をさせていただきますので運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなどの本人確認書類をご持参ください。

新規登録

購入	譲渡
持ち物 ・本人確認書類(届出者) ・販売証明書	・本人確認書類(届出者) ・譲渡証明書 (同世帯家族からの譲渡でも必要) (前所有者の住所・署名・電話番号が必要) (譲渡先の人住所・氏名が必要) ・廃車証明書なければ石刷り ・前所有者の標識交付証明書(あれば) ※車名・車体番号・排気量がわかること

- ★登録は所有者本人または同世帯の方、販売業者以外はできません。
※リース車の場合、届出者はどちらでもよいです。
- ★第三者の届出の場合、委任状が必要となります。
すべて委任者が直筆で記入してください。
- ★原付(電気)は、定格出力0.6kw以下のもの⇒第一種(白)または特定小型原付(小)
- ★石刷りは車体番号の上に紙などを置き鉛筆でこすったものです。

ナンバーそのまま登録

名義変更
持ち物 ・本人確認書類(届出者) ・譲渡証明書(同世帯家族からの譲渡でも必要) (前所有者の住所・署名・電話番号が必要) ・石刷り ・前所有者の標識交付証明書(あれば)

- ★第三者(業者含む)が届出の場合、委任状が必要となります。
すべて委任者が直筆で記入してください。

廃車

菊川市ナンバー	他市ナンバー
持ち物 ・標識ナンバー ・標識交付証明書(あれば) ・本人確認書類(届出者)	・標識ナンバー ・本人確認書類(届出者) ・標識交付証明書(あれば) ※前所有者の住所・氏名 車名・車体番号・排気量がわかること ※水曜延長時は受付けておりません。

- ★廃車の届出はどなたでもできます。